

# 気候変動適応法施行規則案について（概要）

令和5年11月  
環境省大臣官房環境保健部  
環境安全課

## 1. 制定の背景・経緯

熱中症対策の強化のため、令和5年の第211回国会において、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下同法による改正後の気候変動適応法（平成30年法律第50号）を「改正気候変動適応法」という。）が可決・成立し、同年5月12日に公布された。

改正気候変動適応法においては、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）の指定等の制度が措置された。

今回の気候変動適応法施行規則の制定は、これらの措置のうち熱中症警戒情報等及び指定暑熱避難施設、普及団体等に関する事項について、改正気候変動適応法の施行に向けて、必要な規定を定めるものである。

## 2. 省令案の概要

（1）熱中症警戒情報等に関する規定（改正気候変動適応法第18条、第19条第1項関係）

- 熱中症警戒情報を発表する場合は、特定の日における気圧、気温、相対湿度、日射量、風等の気象に関する情報を基に算出した値が府県予報区等内のいずれかの情報提供地点（前述の値を算出し、情報を提供する地点をいう。以下同じ。）で33以上となると予測される場合とする。
- 熱中症特別警戒情報を発表する場合は、特定の日における前述の値が一の都道府県内の全ての情報提供地点において35以上となると予測される場合とする。ただし、自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合はこの限りでない。
- 熱中症特別警戒情報の発表内容は、改正気候変動適応法で定める事項のほか、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある状況の概要その他の必要な事項とする。

（2）指定暑熱避難施設に関する規定（改正気候変動適応法第21条第1項第2号、同条第3項第4号関係）

- 指定暑熱避難施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保することとする。
- 市町村長が、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定し

たときに協定で定める事項は、改正気候変動適応法で定める事項のほか、当該指定暑熱避難施設の管理に関する事項、協定の有効期間、その他必要な事項とする。

(3) 普及団体に関する規定（改正気候変動適応法第 23 条第 1 項柱書、同項第 2 号、同条第 8 項関係）

- 普及団体の指定を受けることのできる法人は、改正気候変動適応法で定める法人のほか、社会福祉法人及び会社とする。
- 普及団体の指定を受けようとする法人は、名称及び住所並びに代表者の氏名、事務所の名称及び所在地を記載した申請書を市町村長（特別区の区長を含む。）に提出しなければならない。
- 当該申請書には、定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面、熱中症対策普及事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面、熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面、資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面、個人に関する情報の取扱いについての実施要領、計画を記載した書類を添付しなければならない。
- 普及団体は、個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。また、個人に関する情報の適正な取扱いその他熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて熱中症対策普及事業従事職員に対して研修を実施すること。

(4) その他所要の規定

### 3. 根拠条項

改正気候変動適応法第 18 条、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 号第 2 号、同条第 3 項第 4 号、第 23 条第 1 項柱書、同項第 2 号、同条第 8 項

### 4. スケジュール（予定）

- ・令和 6 年 4 月 1 日 施行（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行日）